

学生のみなさん/

学生納付特例制度をご存じですか？

学生本人の前年所得が118万円以下であれば、役場国民年金担当窓口へ申請し、日本年金機構の承認が下りると、その期間の保険料の納付が10年間猶予されます。在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。

※すでに老齢基礎年金を受給している方はご利用いただけません。

ここが違う 学生納付特例制度と未納の場合

	学生納付特例制度	未納
後から保険料を納めるには（追納）	特例が承認された場合、10年以内なら追納できます	2年を過ぎると納めることができません
受け取る年金額には	追納しなければ年金額に反映されません	年金額に反映されません
年金を受け取るための資格期間には	資格期間に入ります	資格期間に入りません
障害基礎年金・遺族基礎年金を受けるときは	保険料を納めたときと同じ扱いになります	年金を受けられない場合もあります

◆◆手続きに必要なもの◆◆

- ①年金手帳、または基礎年金番号が分かるもの
- ②平成28年度有効の学生証（コピーの場合は両面）または在学証明書
- ③印鑑（本人が自署の場合は、押印は不要です）

※前年以降に会社を退職して学生になられた方は、退職を確認できる書類が必要です。



申請手続きは毎年必要です！申請受付は4月から

平成27年度に学生納付特例を承認された方へ、日本年金機構から「学生納付特例申請書（ハガキ）」が郵送されます。平成28年度も同じ学校に在学する方は、必要事項を記入し、返送することにより学生納付特例の申請手続きができます。

※ただし、在学する学校などを変更された方は、役場国民年金担当窓口で申請手続きをしてください。

なお、学生納付特例は、2年前までさかのぼって申請することができます。

昨年度分の申請をご希望される方は、平成27年度有効の学生証（コピーの場合は両面）または在学証明書をご持参のうえ、役場国民年金担当窓口で申請手続きをしてください。

平成28年度の国民年金保険料は、
月額 16,260円です

納付は口座振替が便利です。
また、前納すると割引があり、お得です。
納付が難しい方は、免除申請ができます。
詳しくは、役場国民年金担当窓口まで。

国民年金についてのご相談・お問い合わせは

役場町民福祉課町民生活グループ（☎26-7871）

日本年金機構苫小牧年金事務所（☎0144-36-6135）

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介しています。

扶養から外れた方

会社を退職した方

20歳になった方

などは

国民年金の手続きが必要です

会社員の配偶者で、扶養に入っていた方は、配偶者が退職し、社会保険の被保険者の資格を喪失した場合、国民年金の種別変更の手続きが必要です。

会社を退職し、社会保険の被保険者の資格を喪失した方は、国民年金に加入する手続きが必要です。また、健康保険を任意継続する方も、60歳未満の方は国民年金加入の手続きが必要です。

20歳になった方で、厚生年金・共済組合加入者以外の自営業・農林漁業・学生・フリーアルバイター・無職の方は、国民年金に加入する手続きが必要です。

加入の手続きは

役場国民年金担当窓口で行えます。
(総合ケアセンターゆくり内)

手続きには、年金手帳のほかにも書類が必要な場合がありますので、お気軽に担当へご確認ください。

もうお済みですか？
国民年金加入の手続き
国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人が加入しなければならぬ年金制度です。



国民年金や厚生年金に加入すると交付される年金手帳。年金手帳は、年金に関する手続きや、就職したときなどに提出を求められます。勤務先が変わったり、住所や氏名が変わっても、一生変わらず使用しますので、大切に保管してください。